

第三回参議院大藏委員会會議錄第四号

(七)

昭和二十三年十一月十七日(水曜日)

本日の會議に付した事件

○日本專賣公社法案(内閣送付)

午前十四時四十六分開會

○委員長(櫻内辰郎君) 只今より開會いたします。本日の議案は日本專賣公社法案であります。前回に引続きまして質疑を行いたいと存じます。御質疑がございましたらどうぞ。

○小川友三君 第一條の中に煙草專賣法という文字を使っておりますが、これは非常に範圍が廣いのであります。又煙草專賣法も範圍が廣いと思ひます。塩の中には工業用の塩、クロール・ナトリウム、それから藥用のクロール・ナトリウムも含まれております。それから食用のクロール・ナトリウムも含まれてるのであります。この範圍は非常に廣いのであります。その序でこの立法に當りまして、クロール・ナトリウムを中心とするナトリウム塩を含むべきであると思ひます。クロール・ナトリウムを主体とするナトリウム塩をこの專賣法の中に加えて行くということは、極めて科学的、文化的であると思ひますので、政府はこのクロール・ナトリウムを中心とするナトリウムを分解してつたグルタミン・ナトリウム、とか、ナトリウム類というものは、当然專賣に含むべきものであると思ひますが、それに対する所見をお伺いしたいと思ひるのであります。

又煙草專賣法、これはニコチン專賣

第七部

大藏委員会會議錄第四号

昭和二十三年十一月十七日【參議院】

法とも解すべきでありまして、ニコチン塩類を含有するものは、当然今度の日本專賣公社法案に含むべきであると思ひます。そうしますと、煙草ニコチンというものは、当然この中に含んで取扱うべきであると思ひます。そこで政府は粉たばこを、量は三百キロでしたか、それ以上の量を民間に拂下げておる。そしてニコチンの販賣を他に取扱わしておりますが、これは粉たばこを受けた者は、それでたばこを作つておるのではなく、駆虫剤の煙草ニコチンであると思ひますが、政府は硫酸ニコチンとお答えしておりましたが、それは煙草……煙草の煙、この煙草ニコチンはこれは專賣公社でやるのが当然であると思ひます。この点に対する政府の研究を極めて率直なる御答弁を承りたいのであります。塩專賣法、煙草專賣法というものを含む專賣公社を作るに當りまして御所見を拜聴いたします。

それから粗製樟腦と樟腦油專賣法というものを含んでしまふという方針でございまして、この中には勿論樟腦油から採つたところのユーカリ油というふうなものややはり專賣法によつてやるというふうなことも拡大したものを拵えまして、そうした場合において初めてこの第十三條の理事制であるが、總裁と副總裁というものを置くのだということにならうと思ひますが、この儘の方法で行きましたならば別に總裁、副總裁という文字を、國家公務員として十分認めて行つたら……、

理事長或いは副理事長という文字の原案の儘ですとそれでよろしいのです。が、今の本員の申上げましたことを含めると、ここで初めて第十三條の總裁、副總裁の文字を使つてもおかしくないというふうな感じがいたします。がこれにつきまして御所見を拜聴し、又取扱い品目の中に政府は、塩、クロール・ナトリウムを含んでおる、この中に日本の特産物であるところのお茶を專賣するということを含んだらどうか。又甘い砂糖を含んだらどうかというお考えがございましてどうか、お伺い申上げたいのであります。

殊にお茶を含むという希望意見は、輸出上非常に有利なものであります。樟腦、樟腦油の貿易よりも、もつと大きな收穫をかも知得られる。又お茶の品質を改善し、世界の先進國に對して優秀な茶を供給して、日本のインフレを防止するためのいわゆる金貨を獲得するといふ方面に、國が全面的に力を入れたらどうか。これにつきまして御答弁を、特に政務次官からお伺いいたします。

○政府委員(平岡市三君) どうも私には、正直な話を申し上げますが、藥品關係の名前はさつぱり分りませんので、その辺は御容赦願ひまして、長官に代つて頂きたいと思ひます。

○政府委員(松尾俊次君) 私からお答えしたいと思ひます。今の小川委員からお尋ねがございました公社法の第一條の中の專賣法に、現在やつております食塩の他に、工業塩もありま

するし、又廣く一般のクロール・ナトリウム含有物についても、この中に入れたらどうかと、こういう御意見でございまして。現在の塩の專賣法に含まれたいと思ひます。第一に塩及び苦汁の專賣をやつておるわけでございます。ではどのくらいこの塩というものを、はどのくらいに申しますと、

解釈いたしましたは、クロール・ナトリウムを含有しております。鉍物、塩は勿論であります。鉍物の中でその含有量が四〇%以上入つておりますものは全部煙草專賣法の中に入つておると、こういう解釈になつております。従つてその專賣法の第三條の中にもチリ硝石、カインニット、シルヴァニット、ポリハリット、キトセリット、カルナリット、ハルトザルツその他いわゆるクロール・ナトリウム含有物、こういうものは四〇%以上含んでおります場合は全部煙草專賣法の適用を受ける、こういうふうになつておりますので、この公社法におきます煙草專賣法において國の專賣に属する事業と申しまして、この中に全部含む、こういうことに相成つております。ただこの場合にさういつたようなシルヴァニット、カインニット、こういうもののクロール・ナトリウム含有量が四〇%以上のものににつきましては、これを精製いたしました、製品にする、或いはその他のものにするといつたようなことの事業につきましては、專賣法の範圍外になつております。ただこれから塩を作り出すことにつきましては、範圍

内になつておりますので、その關係におきましては、當然この公社法がこれに關與する、勿論政府の監督の下にこれに關與する。こういうふうな解釈をいたすべきものところというふうに考えております。

それから粗製樟腦及び樟腦油の專賣法に關しての御意見でございます。現在粗製樟腦につきましては專賣になつております。これを昇華して精製いたしました。樟腦にするということ、は、民間の方にまかしてやらしてございまして、できました精製樟腦につきましては、これは專賣法の範圍外になつております。一方精製樟腦を造りますと同時に、副産物として樟腦油がでるのであります。これはやはり樟腦油といたしまして、精製樟腦、樟腦油專賣法の中に含まれておるのであります。この油から、御指摘にありましたように、シネオール、サフロール、ヘリオトロピン、こういうふうな工業藥品が出るのであります。現在におきましては、その製造というところは、全部民間にやらしておるのであります。これは考えますのに、さういつたようなシネオール、サフロール、ユーカリ、ヘリオトロピンといつたようなものの製造は、非常に化学工業的でありまして、この技術の進歩が非常に激変いたしました非常に早いといつたやうなこと、それからその製品につきまして、殆んど全部外國の資料に依存しておるといふやうな關係もございまして、現在の状態においては、やはり專

をすするために、司令部の関係方面なり、或いは大藏省の主計局とも相談いたしたのであります。これは司令部の方で、特に話があつたのですが、ただ無計画にどん／＼やられても困るから、はつきりした見通しを付けてやらないと困るということ、どういふふうな対策を取るかということ、をい／＼協議いたしたのであります。

財政方面の担当者は、塩專賣に付きましても、かねて赤字を出すことはいかん、ということになつて居りますので、買上の予算が足りなくて殖やさなければどうしてもいかん、ということならば、収入の方を殖やすことを考えなくちやいかん。それで収入の方、ということは、結局塩の賣渡價格を上げるといふことになるのであります。これを全部上げるといふことになりますと、外の方の物價に影響を來たすので、全程慎重に考えなくちやならんといふので、いろいろ研究したのであります。然

し、そういうふうにしていろいろ研究し、おる間に、地方では金を使つて行つては困るから、一應收納を停止し、そして見通しが付いてから、はつきりした計画を作つてから又再開した方がよいという意見がありましたので、十月の二十三日以降收納を停止したのであります。

その後先程申した歳入を殖やす点、或いは経費節約の点、いろいろの点で実行案を作りまして、司令部、それから物價廳ともいろいろ協議いたしました。結局これはまだ確定ではありませんが、せまさんが、大体家庭用塩を或る程度値上げしたい、そして收支のバランスを、赤字を出さないようにやるという見込で、司令部の關係方面とも話合つて居る由であります。早晩收納は再開されることになっております。できるだけ早く、早く持つて行きたいと考えています。現在はそういうふうになっております。

○黒田英雄君 大要よく分りました。併し折角塩ができておるものを收納しない。塩は随分不足しておると思ふのであります。海外からも連合軍の好意によつて輸入をしておるといふような状況なんですから、内地でできておる塩が收納されないというところは非常に矛盾したことであり、又生産者としても非常に困ることであると思ふんですが、今のお話によりますれば、家庭の塩を値上げをして、赤字が出ないようにするということであり、その値上をした後でないというところ、收納を開始されない、それともそういう計画が樹てば收納は始めて、それらの赤字が出ないように年度末までに

價格の引上げというような措置を取れるという考えなんですか、その点を一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(原田富一君) 只今のお尋ねにつきましては、私もといたしましては、できるだけ早く値上をしない前でも收納を始めるようにしたいと、今成るべくそういうふうになしたいと思つていろいろ折衝中でありまして。

○黒田英雄君 その塩のことはそれで止めて、この専賣公社法についてちよつと一、二伺ひたいのであります。専賣公社法によります会計等については、やはり政府の行政廳みたいなみならずとなつておりますが、一般の専賣法によりますいろいろな取締等の点につましては、やはり現在の専賣法によつて政府がやつて行かれるのであります。その中の或るものは公社に任せられるものもあるものであります。それらの点を少し伺ひたいのであります。例えば小賣人の指定であるとか、或いは許可の取消というようなもの、皆現在の専賣法では政府がやることに規定されております。或いは又收納する葉たばこの横流し等を防ぐためには、第二國會においてもいろいろ法案を提出されて、取締の強化を図られたのであります。その取締は、法律の建前で言えば政府がやるべきもので、公社の人々にやらせるべきものではないというように思ひますが、併し收納自体は買入というところに公社法ではなるのであります。買入は公社がやるのであります。公社が買入れる葉を農家が作つたものがその儘入るか、或いはそこに横流しができておるとかいうようなことについては、これは政府だけでもできない。やはり公

社の方も協力しなくちゃできないのじやないかと思ふのであります。それらの点はいろいろふりかへます。或いは島にあるものの査定等も、今度開始されるかと思ふのであります。が、それらの査定などはどつちでやるのですか。大体一、二の例を挙げれば、そういうふうなものが、全体として取締りは、政府と公社との關係はどういうふうになりますか。その点御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(原田富一君) 只今御質問の専賣取締のことでござりますが、専賣取締は全部公社にやらせるということにこの案ではできております。この法案の中には、そういう文句で専賣取締をやるといふ文句は出ておりませんが、二十八條の業務の中の「前各号の業務に附帶する業務」そういうものに含んでいふこと、これは立てておるのであります。専賣取締を公社にやらせるということ、別途専賣法の改正案を今立てつてあります。これは臨時國會で間に合はないで、この國會になるのじやないかと思ひます。そこにそれらの文句を入れるつもりであります。専賣取締はお話のよう

に、専賣事業に直接くつして事業を経営している者がやらなければ完全を期し得ないものが可なり多いと思ふのであります。お話の小賣人の指定についてもそういうようなことが言えると思ひます。やはり事業をやつてる者が取締権を持つてやらないと、巧く行かんというので、それで公社にやらせるということを考えております。一面から申しますれば、國の官廳でない者がそういうふうな取締権を持つ

のは如何かという議論も立ち得ると思ひますが、この公社というものが、やはり國の事業をやらせるために作つた公共企業体なので、そういうものも法律を以てさせることができるものと、こういう解釈で公社に取締り全部をやらせる、こういう考えでござります。

○黒田英雄君 大体専賣法を改正して、公社にやらせるというお考えであるということで、御趣旨は分りました。が、専賣法を改正されて行きますというところ、公社が取締等全部やるということになります。只今のつまり大藏省におきます専賣局というものはどういふ形になつて参るのですか。政府に残るべき権限と申しますか、仕事はどういふふうな範圍になるのですか。或いは全部これを公社に持たせてしまふというお考えなのですか、その点一つ。

○政府委員(原田富一君) 仕事そのものはまあ大体全部と言つていいと思ひますが、公社に移る。それで監督は大藏大臣の監督に属するものであります。予算を國會に提出し、或いはたばこの價格を改訂する場合に國會に出します。そういうふうな問題、或いは基本的計画等の問題、そういう大きなところを管轄する監督の機關が要るわけですから。これはまだはつきりした案は作つておりませんが、大体大藏省の中に一つの課、程度のものがあればいいじやないかと思つております。

○黒田英雄君 お考えは大体分りました。が、そうしますと只今専賣局のいろいろな工場を増設するとか、或いは擴張するとかいうふうな、どこに工場を置くとかいうふうなことは、やはり公社

に委せられて、公社がそういうたもの予算を作つて大藏大臣に出して、大藏大臣がそれを監督権で以て認めるや否やというのを判断されると思ひますが、大体のそういう計画並びにそれに伴う予算等は、すべて公社で立てるといふお考えなのですか。

○政府委員(原田富一君) はあ、左様でございます。

○波多野鼎君 公共企業体という概念を新しく出して、これだのですが、この公共企業体というものはどういふふうに政府の方で解釈されておられますか。お尋ねいたします。

○政府委員(原田富一君) 公共企業体はアメリカの言葉のパブリック・コーポレーションの訳でありまして、國家目的のために設立された企業主体とでも申せるかと思ひますが、法律上の性質は公法人であります。まあ一應このういふこと考えております。

○波多野鼎君 例えは電氣事業のごときものは、今まで勿論國營ではありませんが、今まだ勿論國營という概念にはないと思ひます。こういふものに対して今後政府が、これを公共企業体に変形するといふような考えで以てやつておられるかどうかその点。

○政府委員(原田富一君) これは私の申上げる管轄外と申しますが、この案としましてはこれだけの考えで他のことは全然考えておりません。

○波多野鼎君 先程國家目的のために云々という話があつたんですが、國家目的のためというのを言うならば、いろいろの問題が出てくると思ふので、そういう点等について政府の方ではつきりした見解を纏めて御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(平岡市三君) なか／＼この解釈はむずかしいでしょうけれど、今日考えておりますことは、鉄道と専賣事業だけを考えておりまして、それ以上のことについて、こういう公社のようなものを作るかやらないかという御質問であります。何ら政府としては考えていない訳です。

○波多野君 その公社法案の内容について一つ一つ御質問いたしたいのですが、第一に第二十六條に労働基準法に拘らず、時間外労働をやらせるといふようなことが出ておるわけですが、その引用しておりますところの、労働基準法の「第四十條の規定にかかわらず」とあるが、この文句は余計のものではないかと思ひます。と申しますのは、この四十條には労働基準法の第八條の規定中、四号以下の適用の除外の規定です。ところがこの専賣公社のやる事業は、労働基準法の第八條第一号即ち物の製造等に関するものでありまして、初めから問題にならないものではないかと思ひます。この点少し詳しく説明して頂きたいと思つております。よく分らないのです、なぜこの「四十條の規定にかかわらず」という文句が入つてゐるのか……。

○政府委員(原田富一君) 只今の点恐縮ですが、尙研究しまして、後からお答えいたします。

○波多野君 これは私の感じでは、「四十條の規定にかかわらず」という文句だけは、余計だと思ひます。よくあなたの方で研究してみ下さい。もう一つ、今の問題に関連してですが、時間外労働をやらせた場合、割増金の問題について何らの規定もないのだが、その点不備はないのかどうか、その点一つ。

十一月十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、日本専賣公社法案

日本専賣公社法案
日本専賣公社法
目次

第一章 総則(第一條—第八條)
第二章 専賣事業審議會(第九條—第二十七條)
第三章 役員及び職員(第十條—第二十九條)
第四章 業務(第三十條—第三十四條)
第五章 會計(第三十五條—第三十七條)
第六章 監督(第三十八條—第四十七條)
第七章 罰則(第四十八條—第四十九條)
第八章 雜則(第五十條—第五十六條)

規定に定める商事会社ではない。
(事務所)
第三條 公社は、主たる事務所を東京に置く。
2 公社は、大藏大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。
(資本金)
第四條 公社の資本金は、この法律施行の日政府から出資される資産の額とする。政府から引継がるべき資産の範囲は、昭和二十四年三月三十一日において専賣局特別會計に属し、且つ、第二十八條に掲げる業務の用に供せられ、又はこれと關係を有していた財産及び事業とする。
(登記)
第五條 公社は、政令の定めるところにより、登記しなければならぬ。
2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければこれをもつて第三者に対抗することができない。
(非課税)
第六條 公社には、所得税及び法人税を課さない。
2 都道府縣、市町村その他これらに準ずるものは、公社に対し地方税を課することができない。但し、釐金税、電気ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りではない。
(名称の使用制限)
第七條 公社でない者は、日本専賣公社という名称又はこれに類する名称を用いることができない。

(法人に関する規定の準用)
第八條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、公社に準用する。
第二章 専賣事業審議會
(専賣事業審議會)
第九條 大藏省に専賣事業審議會を置く。
2 専賣事業審議會(以下審議會という)は、第十二條第一項及び第四十六條第二項に規定する事項の外、公社の業務の運営に關し、大藏大臣の諮問に應じ、又はこれに對して意見を述べることができ
3 審議會は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。
4 委員長及び委員は、學識経験のある者の中から、大藏大臣が任命する。
5 委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る委員の任期は、二人については一年、二人については二年、二人については三年とする。補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6 委員長及び委員は、再任されることができない。
7 委員長及び委員は、その勤務に對し報酬は受けない。但し、会合出席のため、又は特に公社の業務のために費された時間に対する相應の日当及び会合出席のため、又は公社の業務を命ぜられたために要する旅費の支給を受けることができる。
8 前各項に定めるものの外、審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

委員
天田 勝正君
森下 政一君
松嶋 喜作君
木内 四郎君
油井賢太郎君
小宮山常吉君
木村勝八郎君
小川 友三君
櫻内 辰郎君
波多野 鼎君
黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼紋十郎君
政府委員
大藏政務次官 平岡 市三君
專賣局長官 原田 富一君
大藏事務官 松尾 俊次君
大藏事務官 官房長官

第三章 役員及び職員

(役員)

第十條 公社に、役員として、総裁、副総裁各一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員の仕事権限)

第十一條 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公社を代表し、総裁を輔佐して公社の事業を掌理し、総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、公社を代表し、総裁及び副総裁を輔佐して公社の事務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときにはその職務を行う。

4 監事は、公社の業務を監査する。

(役員の仕事)

第十二條 総裁及び監事は、審議会の推薦に基き、大蔵大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

(役員の仕事)

第十三條 総裁、副総裁及び理事の任期は、四年とし、最初の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る理事及び監事の半数の任期は、それぞれ二年とする。

(代表権の制限)

第十四條 公社と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を

有しない。この場合においては監事が公社を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 総裁、副総裁及び理事は、公社の職員の中から、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員の仕事の制限)

第十六條 公社の役員は、他の営利を目的とする団体の役員となり、又は営利事業に従業してはならない。

2 公社の役員及び職員は、国会又は地方公共団体の議会の議員であることができない。

(秘密保持の義務)

第十七條 公社の役員及び職員並びにこれらであつた者は、その職務に關して知つた秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。

(役員の仕事)

第十八條 公社の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 公社の役員及び職員には、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)は、適用されない。

(職員の範囲及び資格)

第十九條 この法律において公社の職員とは、公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第 号)第二條第二項に規定する者をいう。

(任免の基準)

第二十條 公社の職員の任免は、すべてその者の受驗成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行うものとする。

(給與)

第二十一條 公社の職員の給與は、その職務と責任に應ずるものでなければならぬ。

2 公社の職員の給與は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の従業者の給與その他の事情を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)

第二十二條 公社の職員が左の各号の一に該当する場合を除いては、総裁は、その意に反して、これを降職し、又は免職することができない。

一 勤務実績がよくないとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 その他その職務に必要な適格性を欠くとき。

四 業務量が減少し、又は経営上やむを得ない事由が生じたとき。

(休職)

第二十三條 公社の職員が、左の各号の一に該当する場合を除いては、総裁は、その意に反して、これを休職にすることができない。

一 心身の故障のため、長期の休業を要するとき。

二 刑事事件に關し起訴されたとき。

2 前項第一号の規定による休職の期間は、満一年とする。休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職を命ずるものとし、休職のまま期間満了したときは、当然退職する。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(懲戒)

第二十四條 公社の職員が、左の各号の一に該当する場合において

は、総裁、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができない。

一 この法律又は公社の定める業務上の規程に違反したとき。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

2 停職の期間は、一年以上二年以下とする。

3 停職中は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職中は、その停職の期間中その俸給の三分の一を受ける。

4 減給は、一月以上一年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。

(勤務の基準)

第二十五條 公社の職員は、その職務を遂行するについて、法令及び公社の定める業務上の規程に従わなければならない。

2 公社の職員は、全力を挙げてその職務の遂行に専念しなければならない。但し公共企業体労働関係法第七條の規定により職員の組合の事務に専ら従事する者については、この限りでない。

(勤務時間の延長、時間外及び休日勤務)

第二十六條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、労働

基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二條、第三十五條又は第四十号の規定にかかわらず、職員をしてその勤務時間をこえ、又は勤務時間外若しくは休日に勤務させることができる。

一 災害その他により事故の発生したとき。

二 災害の発生が予想される場合において警戒を必要とするとき。

(公共企業体労働関係法の適用)

第二十七條 この章のいかなる規定も、公共企業体労働関係法第八條の規程を変更するものと解釈されてはならない。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十八條 公社は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しゅう油及びしゅう油を買い入れること。

二 たばこ及び塩を製造すること。

三 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しゅう油及びしゅう油を販賣すること。

四 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しゅう油及びしゅう油の生産者の指導及び助成に關すること。

五 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しゅう油及びしゅう油の販賣者の指導及び助成に關すること。

六 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しゅう油及びしゅう油の輸出及び輸入を行うこと。

と。

七 前各号に掲げる事務の外煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟腦、樟腦油專賣法に定められた事項の実施に關すること。

八 前各号の業務に附帶する業務（業務方法）

第二十九條 公社は、業務開始の際、業務の方法を定めて、大藏大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときもまた同様とする。

第五章 會計

（經理原則）

第三十條 公社の會計（價格及び料金に關するものを含む。以下本條中同じ。）に關しては、企業の能組的な運営を圖るため公共企業体の會計に關する法律が制定施行されるまでは、公社を國の行政機關とみなし、この法律又はこの法律に基く政令に定める場合を除く外、專賣局及び印刷局特別會計法（昭和二十二年法律第三十六号）、財政法（昭和二十二法律第三十四号）、會計法（昭和二十二年法律第三十五号）、國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）その他従前の專賣局の事業の會計に關し適用される法令の規定の例によるものとする。

2

前項の規定により公社を國の行政機關とみなす場合においては、總裁を各省各廳の長と、公社を各省各廳とみなす。但し、政令をもつて、公社を大藏省の一部局とみなす場合は、この限りでない。

（事業年度）

第三十一條 公社の事業年度は、毎

年四月に始まり、翌年三月に終る。

2 公社は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

（予算）

第三十二條 公社は、毎事業年度の予算を作成し、大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、國の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

4 予算の形式、内容及び添附書類については政令で、予算の作成及び提出の手續については大藏大臣が定める。

（追加予算）

第三十三條 公社は、予算作成後に生じた事由に基き、必要避けることのできない場合に限り、予算作成の手續に準じ、追加予算を作成し、これを大藏大臣に提出することができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定にある追加予算について準用する。

（決算）

第三十四條 公社は、毎事業年度ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に、大藏大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による大藏

大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第三十五條 公社は、予算の様式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

第三十六條 内閣は、前條第二項の規定により公社の決算報告書の送付を受けたときは、これを會計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、會計検査院の検査を経た公社の決算報告書を、國の歳入歳出の決算とともに、國會に提出しなければならない。

（利益金の納付）

第三十七條 公社は、毎事業年度の利益金を國庫に納付しなければならない。

2 政府は、前項の利益金を、政令の定めるところにより、決算完結前において概算で納付させることができる。

3 第一項の利益金の計算及び納付の手續については、政令で定める。

（借入金）

第三十八條 公社は、大藏大臣の認可を受けて、政府から長期の借入金及び一時借入金をすることができ。公社は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて定め

なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

（政府資金の貸付）

第三十九條 政府は、公社に対し資金の貸付をすることができる。

（償還計画）

第四十條 公社は、毎事業年度、第三十八條第一項の規定による長期借入金の償還計画をたて、大藏大臣の承認を受けなければならない。

（業務に係る現金の取扱）

第四十一條 公社の業務に係る現金の出納は、政令の定めるところにより、國庫金の例によらなければならない。

2 前項の規定により國庫が受け入れた公社の預金に対しては、大藏大臣の定めるところにより利子を附するものとする。

（會計帳簿）

第四十二條 公社は、業務の性質及び内容並びに事業運営及び經理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

（財産の処分制限）

第四十三條 公社は、大藏大臣の認可を受けなければ、その所有する重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

2 前項の重要な財産の範囲は、大藏大臣が定める。

（會計検査）

第四十四條 公社の會計については、會計検査院が検査する。

第六章 監督

第四十五條 公社は、大藏大臣が監督する。但し、公社を当事者又は参加入とする訴訟については、法務總裁が監督する。

2 大藏大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（役員解任）

第四十六條 大藏大臣は、公社の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟腦、樟腦油專賣法若しくはこれらの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。

二 禁以上の刑に処せられたとき。

三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるものの外、公社の役員として不適当と認められるとき。

2 前項第四号の規定により解任をしようとするときは、大藏大臣は、予め審議會にはからなければならない。

（報告及び検査）

第四十七條 大藏大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して報告をさせ、又は職員をして事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により大蔵省の職員が立入検査をする場合において、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第七章 罰則

第四十八條 左の場合においては、その違反の行爲をなした公社の役員は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 登記しなればならない場合において登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

四 第四十五條第二項の規定による大蔵大臣の監督上の命令に違反したとき。

五 前條の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十九條 第七條の規定に違反して、日本専賣公社という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一年以下の禁錮又は一万円以下の罰金に処する。

第八章 雑則

(恩給)

第五十條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が、引き続き公社の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて、

國庫から俸給を受ける者として勤務するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給與等については、公社を行政廳とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて、従前の專賣局特別会計において俸給又は給料を支弁した者に係るものの支拂に充てるべき金額については、公社が專賣局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに關する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

(共済組合)

第五十一條 公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を準用する。この場合において同法中「各省各廳」とあるのは「日本専賣公社」と、「各省各廳の長」とあるのは「日本専賣公社總裁」と、第六十九條(第一項第三号)を準用する場合を除く。及び第九十二條中「國庫」とあるのは「日本専賣公社」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるのは「日本専賣公社を代表する者」と読み替へるものとする。

2 國定公務員共済組合法第二條第二項第三号の規定による共済組合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により公社に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十二條 國庫は、公社に設けられた共済組合に対し國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十三條 健康保險法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項、厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)第十六條の二及び船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)第十五條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、國に使用されるものとみなす。

(災害補償)

第五十四條 公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員災害補償法(昭和二十三年法律第 号)の規定を準用する。この場合において「國」(第四十二條中「國、市町村長」の國を除く。)とあるのは「日本専賣公社」と、「會計」及び「當該會計」とあるのはそれぞれ「日本専賣公社」と読み替へるものとする。

2 労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、公社の事業は、國の直營事業とみなす。

8 第一項の規定により補償に要する費用は、公社が負担する。

(失業保險)

第五十五條 失業保險法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、國に使用される者」と読み替へるものとする。

第五十六條 國庫は、公社がその役員及び職員に対し失業保險法に規定する保險給付の内容をこえる給付を行う場合には、國法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

2 公社の設立手續、國から公社への財産及び職員引継その他この法律施行のため必要な事項は、別に政令で定める。

十一月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、爲替レート設定の請願(第九十九号)

一、美容取引高税の撤廃に關する請願(第二百二十六号)

一、取引高税廢止に關する請願(第二百二十九号)

一、土地、家屋両合帳法の改正に關する請願(第三百三十五号)

一、加工水産物の取引高税撤廃に關する請願(第四百七十六号)

一、取引高税廢止に關する陳情(第十八号)

一、加工水産物の取引高税免稅に關する陳情(第三十五号)

一、金融制度改革に關する陳情(第三十六号)

一、葉煙草超過收納報獎金の所得稅免除に關する陳情(第三十七号)

一、復興金庫特別融資に關する陳情(第四十三号)

一、取引高税廢止に關する陳情(十二通)(第五十六号)

第百十九号 昭和二十三年十月十八日受理

爲替レート設定の請願

請願者 東京都中央区築地木挽町六ノ七輕金屬協會内

安田幾久男

紹介議員 稻垣平太郎君

貿易の再開によつて、輸出入に共通の單一爲替レート設定の機運が高いが、この設定並びに維持は自由貿易でない現状では困難、支障が多く、ことに輕金屬業にあつては、操業率がなお低く再建途上にあるので保護助成が必要であるから、需要供給の將來性を考慮せられて、適正な爲替レートを設定せられたとの請願。

第百二十六号 昭和二十三年十月十九日受理

美容取引高税の撤廃に關する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町三ノ六 宮前ちよ子

紹介議員 油井賢太郎君

美容師は、國民大衆に衛生思想の普及者として、健康なる國民生活に直接關係を有し専ら美容文化の確立に精進する技術者であり又勤勞の報しゅうによつて生活する者であるから、美容業の取引高税を撤廢せられたとの請願。

第百二十九号 昭和二十三年十月二十日受理

取引高税廢止に關する請願

請願者 岐阜縣岐阜市議會議長 松原喜八

紹介議員 伊藤修君

九月一日より創設された取引高税は、惡税としての実態をばくろしている。即ち本税の脱税を防止するためには官吏の大増員が必要で税収額と増員による給與額とを対比してどれだけの收穫があるか疑問であり又このように脱税が容易でしかも大衆の支持協力のない税制を強行しようとしても大衆生活を圧迫して惡徳業者のちよりよりを招來することになるから、速かに本税を廃止されたいとの請願。

第三百三十五号 昭和二十三年十月二十日受理

土地、家屋両台帳法の改正に関する請願

請願者 岐阜縣岐阜市議會議長 松原喜八

紹介議員 伊藤修君

土地、家屋の貸賃價格は、土地においては十年家屋は五年ごとの一般改定の際だけ貸賃價格調査委員会に諮問し、その間における決定は税務署がこれをする事になつてゐるため被災地家屋税、不動産取得税の通脱が行われている現況であるから、地方自治体に民主的な委員会を設置して速かに完全な徴税ができるよう、両台帳法を改正せられたいとの請願。

第三百七十六号 昭和二十三年十一月一日受理

加工水産物の取引高税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋茅場町一ノ六ノ一〇 全國加工水産團體連盟 井出正孝

紹介議員 矢野西雄君

加工水産物は、わが國の生活面において、國民大衆のたん白質供給源として鮮魚同様の生活必需品であり、且つ現下の困難な輸送力にもかかわらず都市・農村の各地へ搬入することができ、現下の食糧事情と國民保健の見地より加工水産物に対する取引高税を撤廃せられたいとの請願。

第十八号 昭和二十三年十月十六日受理

取引高税撤廃に関する陳情

福岡縣久留米市篠山町二久留米 商工會議所會頭 中原隆三郎

取引高税は實施後既に弊害が續出して眞面目な業者に不利益を與え中小企業を不当に圧迫するので事業經營に混亂をきたし、産業の再建を妨げるから、速かに廢止せられたいとの陳情。

第三十五号 昭和二十三年十月二十日受理

加工水産物の取引高税免稅に関する陳情

熊本縣熊本市天神町一縣水産課 熊本縣加工水産物荷受機關連合會 堤田實一

加工水産物に取引高税が課せられてゐるため、生産、出荷に大きな障害を與えてゐるから、速かに課税を廢止せられたいとの陳情。

第三十六号 昭和二十三年十月二十九日受理

金融制度改革に関する陳情

大阪市北区堂島西町一、大阪商工會議所會頭 杉道助

らして、通貨、金融政策を決定實施して、國の財政、産業政策を調整する内閣直屬の金融委員會を設置し、他方日本銀行は委員會の監督下に於て、自主的運営のもとに、發券業務並びに國庫代理業務等を行い、その他最低資本制度の設定、大株主の禁止、資本運用の制限等の改革を實施せられたいとの陳情。

第三十七号 昭和二十三年十月二十日受理

葉煙草超過收納報獎金の所得稅免除に関する陳情

福島縣郡山町大堤四 宗像利吉

本年產葉煙草の生産責任量以上の超過收納分に対し三倍の報獎金を交付せられることになつたが報獎金制實施の方針に鑑み、これを所得稅の課稅對象より除外せられたいとの陳情。

第四十三号 昭和二十三年十一月四日受理

復興金庫特別融資に関する陳情

鹿児島縣薩摩郡末吉町二之方 二、〇九一鹿児島縣更生連盟末吉支部 松下七二外十七名

海外引揚者の事業經營の唯一の資金である庶民金庫の融資は僅少に過ぎるので、これを補うため復興金庫の特別融資を期待していたが、特別融資の中止により事業のさつを招く虞があるから、復興金庫の資金を特別に融資せられて、引揚者の厚生を図られたいとの陳情。

第五十六号 昭和二十三年十一月六日受理

取引高税撤廃に関する陳情(十二通) 北海道札幌市北一條西四北海道商工會議所會頭 伊藤豊次外四百九十三名

この陳情の趣旨は、第十八号と同じである。